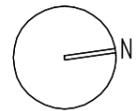
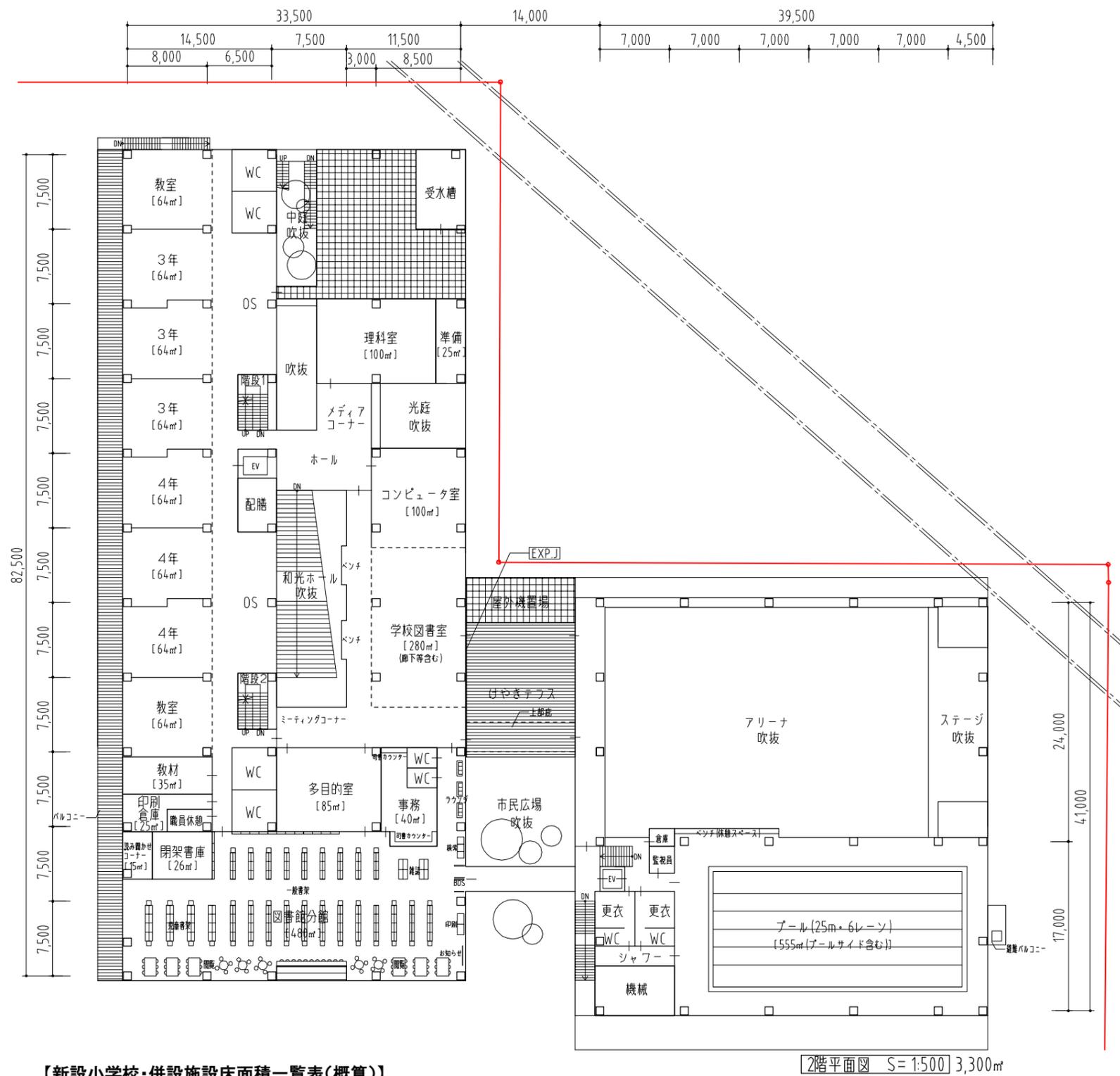


凡例 [] : 室面積

階平面図 S=1:500 4,780㎡
延床面積: 9,140㎡

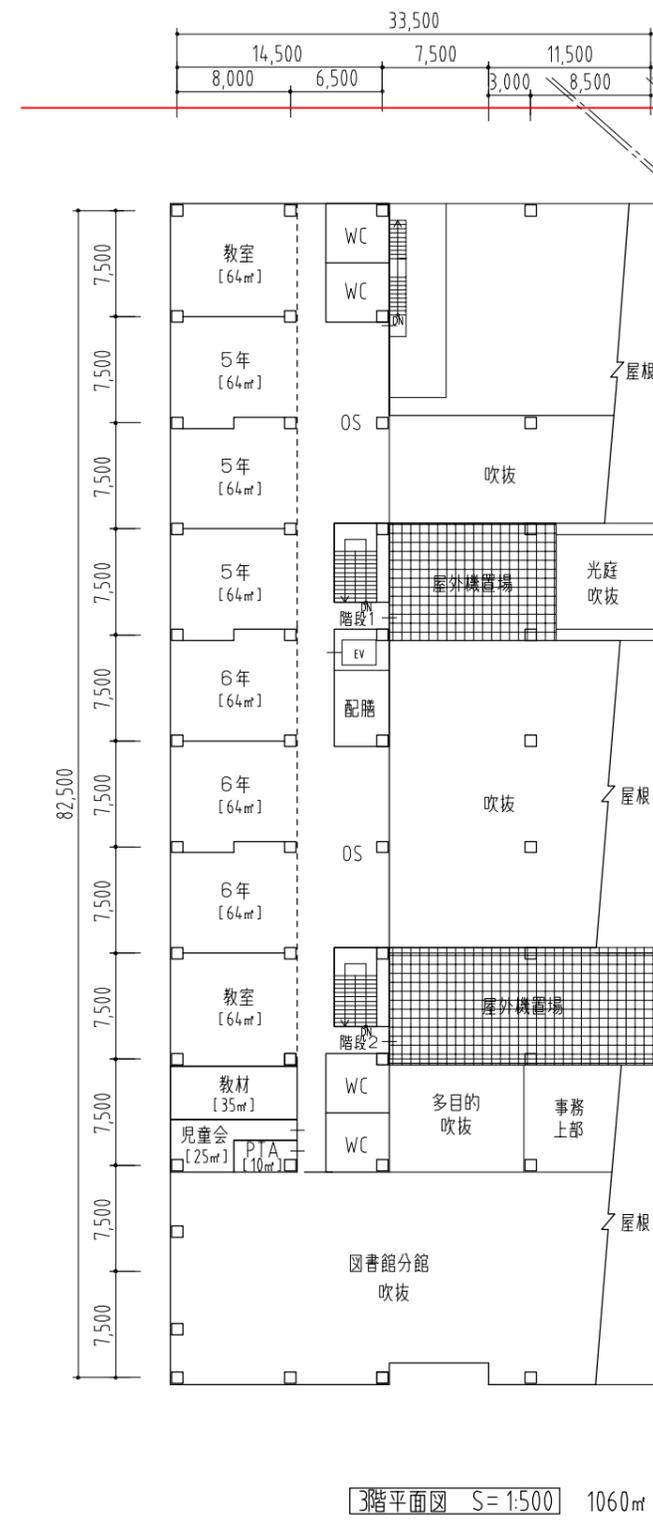




2階平面図 S=1:500 3,300㎡

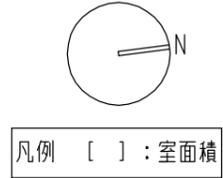
【新設小学校・併設施設床面積一覧表(概算)】

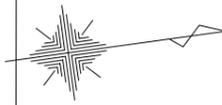
- ・校舎 5,492㎡ ・体育館 975㎡ ・給食室 315㎡ ・プール 665㎡ ・防災倉庫 40㎡
- ・図書館 571㎡ ・児童館、保育クラブ 530㎡ ・市民ラウンジ 231㎡ ・その他階段廊下等 321㎡



3階平面図 S=1:500 1060㎡

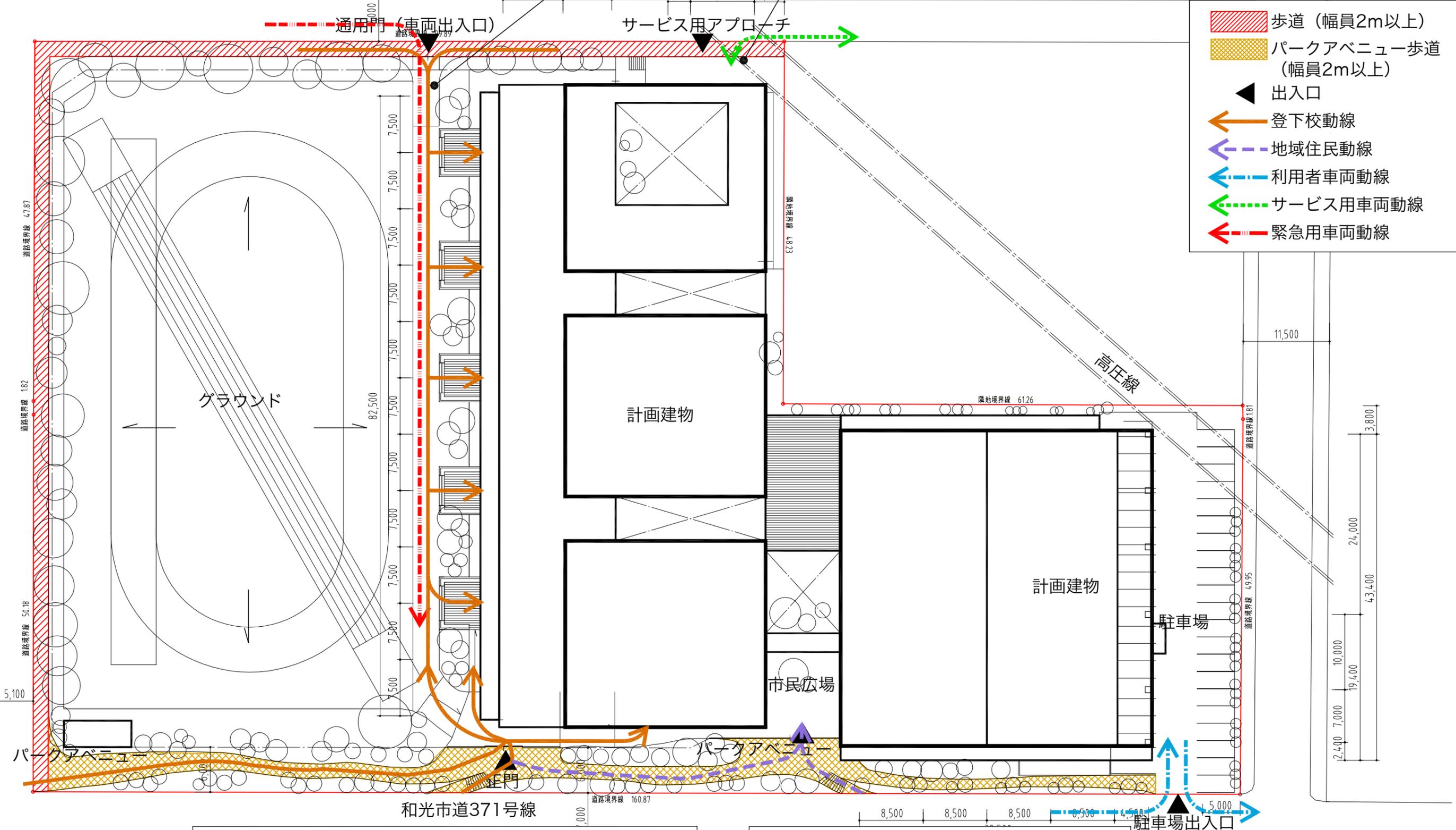
延床面積算定表(㎡)	
	面積(計)
1階延床面積	4780
2階延床面積	3300
3階延床面積	1060
合計面積	9140





正門と反対側の敷地西側に通用門を設け、登下校が行いやすい利便性の高い計画となっています。また、緊急時等の車両の出入口としても利用可能な計画となっています。

サービス用駐車場は敷地西側に配置し、歩車分離となるような計画となっています。



正門や市民広場へは、敷地東側の誰でも利用できるパークアベニューを介して出入りすることで、地域に開かれた施設を目指すと共に、歩車分離した安全な登下校動線計画となっています。

駐車場は敷地北側に設けることで、歩車分離を図る計画となっています。体育館下を活用し、36台の計画となっています。

05 緑地計画について

■緑化に関する条例について

- ・和光市まちづくり条例 … 適用対象外
- ・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 … 適用対象

■ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例上の緑化基準

- ・緑化面積 : $13,156 \text{ m}^2$ (計画敷地面積) $\times 25\% = 3,289 \text{ m}^2$ 以上
- ・接道部緑化 : 412.39 m (接道長さ) $\times 0.5 = 206.195\text{m}$ 以上
- ・高木植栽本数 : 緑化部 20 m^2 あたり成木 2.5m 以上となる樹木を1本以上

以上の基準を満たす計画としていきます。

06 雨水抑制対策について

■雨水流出抑制に関する条例について

- ・和光市まちづくり条例
- ・埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

■雨水流出抑制対策の基準 (※)

- ・貯留施設の容量 : $1.316 \text{ ha} \times 950 = 1,250.2 \text{ m}^3$ 以上

以上の基準を満たす計画としていきます。

※. 和光市まちづくり条例及び埼玉県雨水流出施設の設置等に関する条例の貯留施設の容量の基準は同一になります。

07 送電線による建築制限について

■JR との現地での確認を行い、送電線の位置及び高さが確定しています。建築制限としては、高圧電流が流れた際の発熱による送電線のたるみや強風による揺れの影響を考慮した上で、高圧電線から 3.6m 以内には建築することができないことになっています。

以上の制限に対して、配慮した計画としていきます。

